

# 乗務員教育記録

実施年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( )

検 印	指導責任者	運行管理者

時 間 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分～ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

場 所 \_\_\_\_\_

実 施 者 \_\_\_\_\_

営 業 所 名 \_\_\_\_\_

指  
導  
教  
育  
の  
内  
容

## 6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項

危険物（自動車事故報告第2条5号に規定するものをいう。以下同じ）を運搬する場合においては、危険物に該当する貨物の種類及び運搬する危険物の性状を理解させるとともに、危険物を運搬する前に確認すべき事項並びに危険物の取扱い方法、積載方法及び運搬方法について留意すべき事項を理解させる。また、運搬中に危険物が飛散又は漏えいした場合に安全を確保するためにとるべき方法を指導し、習得させる。この場合において、タンクローリーにより危険物を運搬する場合にあっては、これを安全に運搬するために留意すべき事項を理解させるため、次の項目に沿って指導。（別添資料を活用し指導）

- ①危険物の性状
- ②危険物輸送の基本事項
- ③タンクローリー運行上の注意事項

乗  
務  
員  
確  
認  
欄

氏 名	氏 名	記 事

※当日不在の場合は、帰庫後関係資料配布のうえ、説明し捺印（又はサイン）させる。